

高等学校等学び直し支援金 家計急変支援制度のご案内

～やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります～

学び直し支援金の受給要件を満たしている方で、
やむを得ない理由により収入が急減してしまったが、
住民税に反映されていない方



**家計急変支援制度に申請することで、
学び直し支援金の受給または増額が可能となります場合があります！**

申請・受給の流れ



- ①一次審査（事由審査）
- ②二次審査（収入審査）

※学校を通じて提出された申請に基づき、まずは初回審査のうち、家計急変事由に該当するか判定する「一次審査」を行います。一次審査の結果、要件に該当した場合は二次審査に進みます。その場合は、学校を通じてご連絡します。

※二次審査の結果、要件に該当した場合には支給が決定します。その後、受給を継続するためには、収入状況届出を行う必要があります。

※受給中に収入が回復した場合は「収入回復届出」の提出が必要です。

※申請の手続きは在学学校を經由して行います。

※対象要件等に関するお問い合わせは東京都私学就学支援金センターにご連絡ください。

- ・家計急変制度を申請する前に**学び直し支援金の受給要件を満たしているかご確認ください。**
- ・学び直し支援金の受給要件は東京都私学部ホームページもしくは在学学校から配布される学び直し支援金生徒向け案内リーフレットをご確認ください。



(東京都私学部ホームページ)

家計急変支援制度の対象となる方

保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に特例的に授業料を支援します。

通常制度の対象にならない方や、現在受給していても、加算額が支給されていない方は、次の要件を両方満たす場合に支援を受けられる可能性があります。

(要件1) **対象となる家計急変事由に該当**

(要件2) **世帯年収が約590万円未満相当(※1)まで減少**

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

	対象となる方の例(※2)	対象外となる方の例
要件1	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷・疾病による療養のため勤務できないこと ・自己の責めに帰することのできない理由による離職 ・令和3年1月2日以後に家計急変事由が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職 ・自己の責めに帰する理由による自己都合退職 ・離婚や死別
要件2	<ul style="list-style-type: none"> ・家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・推計年収が家計が急変する前から約590万円未満相当であった場合

収入目安

※2 家計急変事由を証明する書類(原則、第三者が証明)や家計急変後の収入の状況を証明する書類の提出が必要です。

受給できる金額等について

原則として、申請した月(ケースによっては翌月)分から、授業料額を限度として最大で**月額24,750円(単位制は1単位当たり12,030円)**を受給することができます。なお、審査には一定の期間を要するため、支給決定までに半年以上の期間を要する場合があります。申請月や審査状況によっては年度をまたぐ場合もありますので、予めご了承ください。また、支給は学校に対して行います。支給決定後の具体的な還付方法や時期等は学校へお尋ねください。

お問い合わせはこちら

東京都私学就学支援金センター

☎ 03 - 5227 - 1255

平日 午前9:15~午後5:00